

有料職業紹介基本契約書

株式会社レップス(以下「甲」という)と株式会社栗原医療器械店(以下「乙」という)は、乙の人材採用に関し、甲が行う有料職業紹介サービス(以下「**本サービス**」という)の提供条件等を定めるため、以下のとおり本契約を締結する。

第 1 条(目的)

本契約は、甲が有料職業紹介事業者として乙に対し求職者(以下「候補者」という)を紹介し、乙が当該紹介に基づき採用選考を行い、採用に至った場合に紹介手数料を支払うことその他本サービスの提供条件等を定めることを目的とする。

第 2 条(サービス範囲)

甲は、乙からの依頼に基づき、次の各号に定める業務を本サービスとして提供する。

- (1) 乙が行う求人への候補者の紹介
- (2) 前号の紹介に付随して行う、乙の求人要件の聴取、募集・サーチ、候補者の選定・推薦、面接調整及び条件調整の支援
- (3) その他前各号に付随関連する業務

第 3 条(乙による依頼)

1. 乙は、人材紹介の依頼を行う場合、求人票(職務内容・勤務地・労働条件・報酬等)により、乙が採用を希望する人材の条件を明示する。
2. 乙は、求人票において、虚偽又は誇大な条件、法令に違反する条件及び通常の求人条件と比して著しく不適當な条件を含む求人条件を明示してはならない。
3. 第 1 項により明示した求人条件の内容に変更、特定、削除、追加が生じた場合、乙は、速やかに書面又は電子メールにより変更等の内容を甲に通知する。

第 4 条(採用の決定と通知)

1. 乙は、乙の責任において、甲から紹介された候補者の書類選考、面接等を実施し、採用するか否かを決定する。乙は、その選考結果を速やかに書面又は電子メールにより甲に対し通知する。
2. 乙は、甲から紹介された候補者を採用することを決定した場合、乙は当該候補者に対して、労働基準法第 15 条に基づく労働条件明示書(又はそれに準じる書面)を乙の責任において交付し、乙と当該候補者との間で雇用契約を締結する。

第 5 条(紹介手数料)

1. 乙は、甲が紹介した候補者を採用することを決定し、当該候補者が実際に就労開始に至った場合(以下「入社」という)、紹介手数料として、1 名当たり当該候補者の理論年収の 15%(税別)を甲に支払うものとする。
2. 前項の理論年収は、候補者の雇用形態に応じ、以下の算式により算定する。なお、常勤社員とは乙における通常の所定労働時間で勤務する者をいい、非常勤社員とは、当該通常の労働者に比して 1 週間の所定労働時間が短い者をいう。

- (1) 雇用形態が常勤社員の場合

理論年収＝「月額固定給×12 か月」+「賞与算定基準額×前年度実績賞与支給係数」

月額固定給＝基本給+家族手当+住宅手当+職務手当+その他諸手当

(2) 雇用形態が非常勤社員の場合

理論年収(非常勤)＝「時給×1日あたりの所定労働時間×週あたりの勤務日数×52週」＋「その他諸手当」＋「賞与算定基準額×前年度実績賞与支給係数」

- 前項に定める諸手当には、固定的に支給される手当を含み、通勤手当、時間外手当(固定残業代を除く)、歩合給、インセンティブその他変動的に支給されるものは含まない。
- 乙による採用決定後、乙の責めに帰すべき事由により当該候補者が入社に至らなかった場合、甲による本サービスは終了したものとみなし、乙は第1項に定める紹介手数料を甲に支払うものとする。

第6条(支払条件)

乙は、第5条に定める紹介手数料を、当該候補者が入社した日が属する月の翌月末日までに、甲指定の銀行口座へ振り込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第7条(返戻・返金)

- 候補者が入社後60日以内に自己都合により退職し、または候補者の責めに帰すべき事由により解雇された場合、甲は受領済みの紹介手数料のうち、以下の割合に相当する額を返金する。
 - 入社後30日以内:[80%]
 - 入社後60日以内:[50%]
- 前項の規定にかかわらず、退職又は解雇が次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は紹介手数料を返金する義務を負わないものとする。
 - 乙の事業都合・募集停止・配置転換等、乙側の事情による退職・解雇
 - 労働条件の不利益変更等、当初合意した条件と著しく異なる条件提示による退職・解雇
 - 試用期間中の評価基準の不提示または不合理な評価による退職・解雇
 - その他乙の責めに帰すべき事由による退職・解雇
- 乙は、本条に基づき返金を求める場合、当該退職又は解雇の日から10営業日以内に、その事実及び理由を甲に書面又は電子メールにより通知するものとする。
- 甲は、前項の通知を受領した日から30日以内に、乙の指定する口座へ振り込む方法により返金を行うものとする。
- 甲は、本条に定める返金を除き、候補者の退職又は解雇に関して、乙に対し何らの損害賠償その他の責任を負わないものとする。ただし、甲に故意又は重過失がある場合は、この限りでない。

第8条(候補者情報の利用制限等)

- 乙は、甲の紹介によって把握した候補者情報を、甲の事前同意なく第三者へ提供してはならない。乙が甲より入手した情報を甲の事前承諾なく第三者に提供し、これにより当該第三者が当該候補者を採用した場合、乙は甲に対し、第5条に定める紹介手数料を支払わなければならない。
- 乙は、甲が候補者を紹介した日から12か月間は、当該候補者の選考が終了した場合であっても、当該候補者と直接連絡を取る場合には、事前に甲に対してその旨を書面または電子メールにより通知しなければならない。ただし、乙が雇用契約を締結した者に対する連絡はこの限りでない。
- 乙は、甲が候補者を紹介した日から12か月以内に乙が当該候補者を採用した場合は、甲の紹介に基づく採用とみなし、第5条に定める紹介手数料を支払わなければならない。

第9条(紹介の優先順位)

1. 乙は、甲による候補者の紹介以前に、乙が第三者から当該候補者の紹介を受けていた又は当該候補者から応募の意思表示を受けていた場合、甲から候補者の紹介を受けた後速やかにその旨を甲に通知しなければならない。この場合、当該先行する紹介又は応募は、乙の受領記録その他客観的資料により確認できる場合に限るものとする。
2. 前項に定める通知がない場合、当該候補者は甲の紹介に基づく候補者として扱うものとし、第5条に定める紹介手数料の対象とする。
3. 甲による候補者の紹介以後に、当該候補者について他の手段により応募があった場合、甲の紹介経路を優先するものとし、当該候補者を甲の紹介に基づく候補者として取り扱う。

第10条(候補者の個人情報の取扱い)

1. 甲及び乙は、候補者に関する一切の個人情報について、個人情報保護法及び関連ガイドラインを遵守する。
2. 乙は、甲から受領した候補者の個人情報を、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示または漏えいしてはならず、また、採用選考の目的以外に使用してはならない。
3. 乙は、候補者の個人情報について安全管理措置を講じるものとする。
4. 乙は、候補者の採用選考業務の全部または一部を第三者に委託する場合は、事前にその旨を甲に通知しなければならない。この場合、乙は当該第三者において個人情報の安全管理が図られるように、自らの責任において、自らが行う措置と同様の安全管理措置を講じさせなければならない。
5. 乙は、不採用を決定した候補者の個人情報を、速やかに削除・返却しなければならない。

第11条(法令遵守・禁止事項)

1. 甲及び乙は、候補者を採用し、又は本サービスを遂行するにあたり、職業安定法・労働基準法・男女雇用機会均等法その他の関係法令を遵守する。
2. 甲及び乙は、労働者供給事業の禁止、差別的取扱いの禁止その他関係法令に抵触する行為を行わない。

第12条(秘密保持)

甲及び乙は、本契約の履行により知り得た相手方の営業・技術・人事等の秘密情報を第三者へ開示・漏えいしてはならず、また本契約の目的以外に使用してはならない。本条は本契約終了後も3年間有効とする。

第13条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、自己又は自己の代理人もしくは媒介をする者が、現在及び将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力等」という)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを相互に表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲又は乙は、前項に違反して、相手方又は相手方の代理人もしくは媒介をする者が反社会的勢力等あるいは前項各号の一に該当することが判明したときには、何らの催告をせず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3. 甲又は乙は、前項により本契約を解除した場合には、契約を解除された相手方に対して、当該相手方に損害が生じたとしても損害賠償責任を負わない。この場合において、甲又は乙は、本契約を解除された相手方に対し、その損害の賠償を請求することができる。

第 14 条(契約期間)

1. 本契約の有効期間は締結日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 か月前までに、甲又は乙のいずれからも更新しない旨の書面による意思表示がない場合には、本契約は同一条件により更に 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。
2. 本契約終了後も、第 5 条(紹介手数料)、第 7 条(返戻・返金)、第 8 条(候補者情報の利用制限等)、第 10 条(候補者の個人情報の取扱い)、第 12 条(秘密保持)、第 16 条(損害賠償・責任制限)及び第 17 条(準拠法・合意管轄)は有効に存続する。

第 15 条(解除)

甲及び乙は、相手方が本契約に違反し、相当期間を定めた是正の催告にもかかわらず是正されない場合、ただちに本契約を解除することができる。

第 16 条(損害賠償・責任制限)

1. 甲及び乙は、本契約上の義務に違反し、これにより相手方に損害を与えた場合、相手方に通常生ずべき損害(逸失利益を除く。)を賠償する。
2. 前項に基づく甲が負う損害賠償の額は、当該損害発生の原因となった人材紹介にかかる紹介手数料の総額を上限とする。ただし、当該損害の発生が甲の故意または重過失による場合はこの限りでない。

第 17 条(準拠法・合意管轄)

本契約は日本法に準拠し、本契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

各当事者は、本契約成立の証として、本書を 2 通作成し、記名押印又は署名の上、各 1 通を保管する。本書を電磁的に保管する場合には、本書の電磁的記録を作成し、各当事者合意の上電子署名を施し、各自がその電磁的記録を保管する。

[締結日]2026 年 06 月 12 日

甲：東京都中央区日本橋三丁目 9 番 1 号

株式会社レップス

代表取締役社長 浅賀 太一

(有料職業紹介事業許可番号:13-ユ-319541)

乙：群馬県太田市清原町 4-6

株式会社栗原医療器械店

代表取締役社長 栗原 勝